

指定居宅介護支援事業所 聖隷ケアプランセンター森町 重要事項説明書

厚生省令第38号第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、説明すべき重要事項は、次の通りです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
所在地	〒430-0946 静岡県浜松市中央区元城町 218-26
代表者氏名	青木 善治
電話番号・FAX	電話 053-413-3300 FAX 053-413-3314

2 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業
事業所の名称	聖隷ケアプランセンター森町
所在地	〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮 3150
電話番号及びFAX番号	電話番号 0538-89-7037 FAX 番号 0538-86-6700
管理者氏名	大村 里美
介護保険事業者番号	2276300023
指定年月日	平成11年8月1日
サービスを提供する通常の実施地域	森町全域・袋井市北部地域（深見、太田、徳光、小山、横井、延久・山田、川会、友永、萱間、大谷、見取、上山梨、下山梨、宇刈、村松）

（1）職員の概要

職種	配置職員数（常勤換算）	勤務形態	保有資格の内容
管理者 （介護支援専門員兼務）	1名（1.0）	常勤 専従	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉士
介護支援専門員	4名（4.0）	常勤 専従	主任介護支援専門員 介護福祉士、看護師 社会福祉士

※管理者は、当事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、利用者の苦情の対応をします。介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及びサービスの実績管理にあたります。（職員人数は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき変更いたします。）

(2) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） ただし、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時00分
時間外連絡先	聖隷ケアプランセンター森町 TEL:0538-89-7037

※営業時間外の対応については、電話等により24時間年中無休で連絡を取ることができます。

3 居宅介護支援事業の目的及び運営方針等

(1) 事業の目的

当事業所は、要支援又は要介護状態と認定された利用者に介護サービスが、適切効果的に提供されるよう利用者及びご家族からの依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、希望等を考慮して以下を提供することを目的とします。

- ① 居宅サービス計画を作成します。
- ② 居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業所等の連絡調整を行います。
- ③ 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を、テレビ電話装置その他の情報通信機器も活用しながら継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているのかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。
- ④ 居宅サービスの給付管理を行います。

(2) 運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者及びご家族の立場に立って援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場に努めます。事業所の所属法人以外のサービスについても紹介、調整します。

前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下訪問介護等という。）がそれぞれに位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に居宅サービス計画書に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅介護サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は別表に記載した通りです。この情報は、介護サービス情報公表制度においても公表しています。

- ③ 関係市町村、地区の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- ④ 管理者は、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じます。
また、利用者、家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。
- 1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。
 - 2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為。
 - 3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS 等に掲載すること。
- ⑤ 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を定め委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ⑥ 当事業所は当該指定居宅介護支援事業所において感染症及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- ⑦ 当事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録等の必要な措置を講じます。
- ⑧ 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- ⑨ 指定居宅介護支援を行うにあたっては、介護保険等関連情報を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの向上に努めます。

(3) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法など
要介護認定等の申請代行	利用者の要介護認定に係る申請について利用者の意思を確認した上で、申請代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えた上で、複数の居宅サービス事業所の紹介が可能であることを説明し、その選択に基づいて、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。その上で、利用者に交付・説明いたします。その際、利用者は、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求められます。

居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行いません。
サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議等において情報の提供を行います。
主治医等医療機関等との連携	居宅サービス計画は、利用者の同意を得て、利用者の主治医等からも意見を求めた上で作成し、主治医等にも交付いたします。その主治医等に対して平時より得た利用者の状態等について、必要な情報伝達・意見交換を行います。 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合には、利用者の同意を得て必ず主治医の意見、又は入院中の医療機関の医師の意見を求めます。また、当該指定居宅サービス等に係る主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重いたします。 利用者が、医療機関へ入院する時には、担当の介護支援専門員が、その医療機関と連携して居宅介護支援に関わる情報提供等対応いたします。また、医療機関や介護保険施設等を退院・退所する時には、スムーズに在宅生活に移行できるように、その医療機関等と連携して、入院・入所中の療養経過、療養上の留意事項等情報収集し、居宅サービス計画を作成します。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行いません。
その他	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保しています。

（４） 居宅介護支援の利用にあたって

項目	内容
入院時の対応	入院時には、その医療機関に対し、担当の介護支援専門員の氏名等を必ずおたえください。当該介護支援専門員が、医療機関と適切に連携し、対応いたします。
サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
特定相談支援事業所との連携	障害福祉サービスを利用してきた障がい者が、介護保険サービスを利用するにあたっては、介護支援専門員は特定相談支援事業所の相談支援専門員と必要に応じて連携いたします。
サービスの質の向上のための方策	研修計画に基づき介護支援専門員に対する研修を実施します。
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員が利用者に不測の損害を与えたとき、その他必要と認めるときは、利用者は、事業者に対し、介護支援専門員

	の変更を求めることができます。 利用者の心身の状況、居宅サービス状況により、介護支援専門員の変更が利用者により有益であると認められた場合は、説明と同意の上、当事業所内の介護支援専門員に変更することができます。
プライバシーの遵守	正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
事故発生時の対応	居宅介護支援を提供する上で約款の条項に違反し、利用者の介護保険サービス利用に支障を生じさせ損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
金銭の管理や訪問時のもてなしの辞退	金銭の管理や、貸借などの取り扱いはいたしません。 また、職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮いたします。

4 利用料金

(1) 利用料

原則として利用者には利用料を請求しません。ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者の窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

当事業所は特定事業所加算を算定している事業所です。

要介護 1・2	1,086 単位
要介護 3・4・5	1,411 単位
特定事業所加算Ⅰ	519 単位
特定事業所加算Ⅱ	421 単位
特定事業所加算Ⅲ	323 単位
特定事業所加算（A）	114 単位
特定事業所医療介護連携加算	125 単位

その他の加算

初回加算（300 単位）

入院時情報連携加算Ⅰ（250 単位）、入院時情報連携加算Ⅱ（200 単位）、

退院退所加算（450 単位～900 単位 算定要件による）

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（300 単位）

看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（300 単位）

緊急時当居宅カンファレンス加算（200 単位）

ターミナルケアマネジメント加算（400 単位）

通院時情報連携加算（50 単位）

※状況により、加算・減算がございます。

地域区分

基本単位に各加算単位を加えた総単位数に対して 10.21 円を乗じた額が介護報酬となります。

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方 (介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費実費が必要となります。)	通常の実施地域を越えた地点から、片道 1 Kmにつき 50 円。

(3) 謄写代

1 枚につき 10 円です。

(4) 要介護認定等申請代行費

原則として無料です。

(5) 支払い方法

利用者が当事業所に料金を支払う場合の支払い方法については、月ごとの清算とします。翌月 5 日までに前月分の請求をしますので、7 日以内にお支払いください。お支払い方法は、現金支払いにてお願いいたします。

5 居宅介護支援に対する要望又は苦情

当事業所の居宅介護支援および当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

苦情解決責任者	深澤庸一
苦情受付窓口（担当）	大村里美・廣瀬真実
電 話 0538-89-7037	FAX 0538-86-6700
ご利用時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時まで	
(祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)	

西暦 年 月 日

聖隷ケアプランセンター 森町

説明者

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は、2019 年 10 月 1 日から改定する。

この規定は、2021 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は、2021 年 9 月 1 日から改定する。

この規定は、2022 年 10 月 1 日から改定する。

この規定は、2023 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は、2023 年 10 月 1 日から改定する。

この規定は、2024 年 4 月 1 日から改定する。

この規定は、2025 年 4 月 1 日から改定する。

前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合

期間 (○) 前期 3月1日から8月末日

() 後期 9月1日から2月末日

各サービスの 利用割合	サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合		
訪問介護 (23%)	森町愛光園ヘルパー ステーション (39%)	セントケア袋井 (20%)	ニチイケアセンター森 町 (18%)
通所介護 (60%)	森町愛光園デイ サービスセンター (32%)	ラクラス可睡の杜 (18%)	アクティブライフ輝 (12%)
地域密着型通 所介護 (5%)	デイサービスフォレ スト (31%)	第2ゆるせい家 (31%)	ゆるせい家 (29%)
福祉用具貸与 (62%)	ダスキンヘルスレント 静岡袋井ステーション (22%)	レンティック中部 (22%)	フランスベットのメデ ィカル浜松営業所 (18%)